

町長部局	本庁 老人ホーム 病院	課長 審議員 施設長 院長 副院長 事務長 医局長 部長 総看護師長
------	-------------------	---

原町の項中

町長部局	課長
------	----

町長部局	本庁 福祉センター	課長 所長
------	--------------	----------

北町の項中

町長部局	本庁（収入役室を 含む。） 老人ホーム	課長 室長 園長
------	---------------------------	-------------

町長部局（収入役室を含む。）	課長 室長
----------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月19日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考第6項第2号中「大学評価・学位授与機構（）」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構及び）」に改め、同項第3号及び第4号中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

正 誤

平成16年4月12日熊本県人事委員会規則第23号（熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
4	公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第2条第1項	公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第2第1項